

# 令和 2 年度 岩国市奨学生（追加募集）のしおり

岩国市教育委員会

岩国市奨学金は、向学心に燃え、その能力を有するにもかかわらず、経済的な事情により、修学が困難な生徒及び学生に対し、学資を貸し付けて、その志望を達成させ、もって将来社会に貢献し得る人材を育成することが目的です。

## 1 貸付月額・貸付期間・募集人数・受付期間

校 種	貸付月額	募集人数	貸付期間	受付期間
国公立高校 国公立中等教育学校 高等専門学校	10,000 円	20 人程度	令和 2 年 7 月分 ～ 正 規 の 最 短 修 学 期 間 (卒業までの最短 の期間)	当面の間、 随時受け付け ます。  募集人数に 達したら、 受付は終了 します。
私立高校 私立中等教育学校 専修学校高等課程	15,000 円			
国公立大学（短大を含む） 専修学校専門課程	25,000 円	25 人程度		
私立大学（短大を含む）	30,000 円			

## 2 奨学生の資格

- (1) 学校教育法に規定する各種学校（高等学校・高等専門学校・大学・短大・修業年限 2 年以上の専修学校等）に在学していること。
- (2) 保護者又はこれに準ずる者が、2 年以上岩国市に住所を有していること。
- (3) 学業、性行共に優良で、健康である者
- (4) 経済的事情により教育費の支出が困難な者

① “経済的事情により教育費の支出が困難かどうか” の判断は、国（独立行政法人日本学生支援機構）の第一種奨学金（無利息）における家計基準を参考にしています。

②今回は、平成 30 年中の収入（所得）で判断いたします。

③平成 30 年中の収入（所得）と比較して、

今回の新型コロナウイルスにより収入が極端に減少した世帯については、今回に限り、直近 2 か月の収入（所得）で判断いたします。

③に該当する可能性のある世帯には、申請後、担当者から連絡をいたします。

## 申請について

### 3 申請の手続

受付期間中に、(1)～(5)の書類を教育政策課又は教育委員会事務局各支所まで提出してください。

#### (1) 奨学金貸付申請書

別紙の様式に記入・押印してください。

ア 母子・父子家庭は、備考欄に記入してください。

イ 障害者のおられる世帯は、備考欄に記入してください。

ウ 学校に通っている子がいる世帯は、「学校名」、「公立か私立か」「自宅通学か自宅外通学か」を備考欄に記入してください。

#### (2) 奨学生推薦調書

別紙の書式で、卒業学校に記入・押印してもらってください。

#### (3) 調査書(内申書)

各卒業学校独自の書式で作成してもらってください。

#### (4) 生計を一にする者の住民票の写し

同居・別居にかかわらず、奨学生と生計を一にする者が対象です。

#### (5) 生計を一にする者の所得証明書

※(5)が必要なのは、平成31年1月1日に岩国市に住所を有していない方です。

このような方は、平成31年度(令和元年度)の所得証明書をご自身で手に入れ、提出してください。

### 4 決定通知・不採用通知

奨学生に採用された場合は奨学生決定通知書を、不採用の場合は不採用通知を発送いたします。申請した月の翌月上旬に発送予定です。

## 奨学生に採用されたら

### 5 連帯保証人

奨学生に採用された場合、連帯保証人が2人必要です。連帯保証人は、奨学金の返還の義務などを奨学生と連帯して負うものです。

連帯保証人は、(1)～(6)の要件を満たしていることが必要です。

(1)独立の生計を営んでいること(税法上の扶養になっていないことを意味します)

(2)前年度の市町村民税が課されていること

(3)前年度の市町村民税を完納していること

(4)2人のうち1人は、岩国市内に居住していること

(5)2人のうち1人は、奨学生と生計を別にする者であること

(6)その他、市長が奨学金の返還が特に困難であると認める理由がないこと

## 6 誓約書等の提出

奨学生に採用された場合、(1)～(7)の書類を教育政策課へ提出してください。  
提出期限は、奨学生決定通知書に記載しています。

(1)誓約書

(2)住所届

(3)相手方登録申請書

(4)連帯保証人の印鑑登録証明書

(5)連帯保証人の住民票の写し（申請時に既に提出している者は不要）

(6)連帯保証人の前年度の市町村民税の課税証明書

(7)連帯保証人の前年度の市町村民税の完納証明書

※(6)(7)が必要なのは、岩国市民ではない方・平成31年1月1日に岩国市に住所を有していない方です。

このような方は、課税証明書・完納証明書をご自身で手に入れ、提出してください。

※ 正当な理由がなく、上記の書類を提出期限までに提出されない場合は、決定を取り消します。

## その他

### 7 奨学金の交付

奨学金は、高校生、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校及び専修学校高等課程については在学する学校長を経て交付します。

大学生（短大含む）及び専修学校専門課程は個人に交付します。

### 8 学業成績証明書等の提出

毎年度末に、在学する学校から学業成績証明書等を提出していただきます。

市役所が各学校に依頼いたしますが、もし、学校から提出いただけない場合には、本人から提出していただきます。

### 9 奨学金の返還について

奨学金は、卒業後、その翌月から貸付を受けた期間の2倍の期間以内に月賦等で貸付された奨学金の全額を、計画的に返還しなければなりません。

このしおりに書かれたことや、岩国市奨学金について、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

岩国市 教育委員会 教育政策課

岩国市今津町一丁目14番51号

電話 0827-29-5200

[Kyoui-so@city.iwakuni.lg.jp](mailto:Kyoui-so@city.iwakuni.lg.jp)